

## 『一般意志 2.0』第一章～第三章の議論の骨子

### 第一章

#### 『一般意志 2.0』の目標)

民主主義の起源の場所に、のちに抑圧されることになった「欲望」が刻まれ、二世紀半を経ていま「症状」として顕在化している。

そこで

- 民主主義の起源であるルソーの思想に含まれ抑圧されていた「欲望」＝夢思想＝一般意志を『社会契約論』から取り出し
- その「欲望」がいまどのような「症状」＝本文で描かれる情報社会のイメージとして顕れている（うる）かを描き出す。

#### 第一部の目標)

- 「ルソーは個人の社会的制約からの解放、孤独と自由の価値を訴えた思想家だった」が「しかし彼はまた同時に、個人と国家の絶対的融合、個人の全体への無条件の包含を主張した思想家でもあった」という矛盾を解きほぐす。

\*ルソーの一般意志を理解するための現代的なアイデア：集合知・・・ようは“三万人繋がれば文殊の知恵”

#### スコット・ページのふたつの定理

(1) 「多様性予測定理」・・・構成員個人の予測の多様性が増せば増すほど群衆の予測が正確になる

(2) 「群衆は平均を超える法則」・・・群衆の予測が構成員の平均的な予測よりも必ず正確になる

第二章——ルソーのいう「一般意志」とは何か。『社会契約論』をベタに読んでいく。

- 「社会契約」
  - ばらばらに生活していた人間が社会・共同体を作る際に交わす契約
  
- ルソーの「社会契約」
  - 人民ひとりひとりが「自分の持つすべての権利とともに自分を共同体全体に完全に譲渡すること」
  - 政府（支配者）と臣民（被支配者）のあいだの契約ではない
  - 支配するものと支配されるもののあいだの関係を規定するよりもまえの水準で、ひととひとを「結合」させ、**共同体を生みだすためのもの**
  
- 「一般意志」
  - 社会契約、つまり共同体成立の結果生まれる。
  - 共同体の主権者はこの一般意志
  - 一般意志と統治機構は区別され、政府は一般意志の「代行機関」、「臣民と主権者のあいだに、相互の連絡のために設けられ、法の執行と社会的および政治的自由の維持とを任務とする中間団体」。
  - 「一般意志はつねに正しく、つねに公共の利益に向かう」点で、しばしば誤りうる「世論」ないし全体意志とも異なる。
  - 一般意志はあくまで共通の利害に関わるが、全体意志は私的な利害の総和でしかない。
  - 一般意志は全体意志を構成する個々の特殊意志の単純な和から「相殺しあう」ものを除いたうえで残る、「差異の和 **somme des différences** 」として定義される。
  - 全体意志と一般意志の違いを、東はスカラーとベクトルの違いに重ねる。
  - ルソーは一般意志を「数学的存在」として想定していると東は強調する。

第三章——ルソーが夢見た社会のイメージをよりクリアに。政治機構と主権者の分離の意図。矛盾の解消。

- 一般意志が適切に抽出されるために、部分結社だけでなくコミュニケーションも排すべき
- なぜならコミュニケーションは差異の和を減少させ、一般意志が特殊化されてしまうから。  
( 55 項、 58 項参照)
- 翻って一般意志は、平均身長や平均体重のように、コミュニケーションを介さなくとも人間が集まれば必然的に存在してしまうような“モノ”のような存在。

ルソーが夢見た社会：

- 「すべての市民が一堂に会し、全員がただ自分の意志を表明するだけで、いかなる意見調整もなしにただちに一般意志が立ちあがり、その一般意志の実現に従事する政治

なぜこのような政治を夢見たか？

- ルソーの人間観——人間はそもそも自然状態ではひとりで生きていた
- ルソーの社会観——社会の成立は諸悪（虚飾や欺瞞）の根源
- ルソーの文明間——学問や言語や文明こそが悪徳（奴隷状態と悲惨）の起源
- ルソーはじつに「オタク」っぽい、弱い人間  
「だから彼は、コミュニケーションなしの政治を夢見た」（ 62 項）。

矛盾の解消：

- 個人主義、ロマンティストとしてのルソーと「一般意志」の特殊意志に対する優越を唱えた革命家としてのルソーという二つの顔は、「人間が人間の秩序（コミュニケーション）から自由になる、モノの秩序（一般意志）にのみ基づいて生きる」というルソーの理想に奉仕するものだった。